

単独荷卸しに係る仕組みの評価に関する業務規程

平成11年4月1日危保規程第3号
最終改正平成17年12月5日危保規程第18号

第1 目的

この規程は、「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」（平成17年10月26日付け消防危第245号各都道府県消防主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あて消防庁危険物保安室長通知。以下「通知」という。）に基づき、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が行う単独荷卸しに係る仕組みの評価（以下「評価」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 評価の対象

評価の対象は、単独荷卸しに係る仕組み（以下「仕組み」という。）に定める単独荷卸しを安全に行うための移動タンク貯蔵所の停車・作業場所の要件、単独荷卸しに必要な安全対策設備、単独荷卸しに係る作業の内容、運送業者が移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者等に行う教育訓練の内容並びに運送業者（自ら単独荷卸しを行う運送業者を除く。）及び給油取扱所又はガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し若しくは取り扱う次に掲げる危険物施設（以下「給油取扱所等」という。）の所有者等（以下「関係者」という。）に対する指導内容等とし、通知の第2に定める給油取扱所等において単独荷卸しが可能となる要件として記載されている事項について評価を行うものとする。

- 1 製造所、一般取扱所で地下タンクを有するもの
- 2 地下タンク貯蔵所

第3 評価委員会

- 1 評価の公正かつ効率的な実施に資するため、協会に単独荷卸しに係る仕組みの評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会の組織、職務その他委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第4 評価の申請

初めて評価を受けようとする者は、評価申請書に関係書類を添えて、協会の理事長（以下「理事長」という。）に申請しなければならない。

第5 評価及び評価結果の通知

- 1 理事長は、関係書類により評価を行い、申請者に対し評価結果を通知する。
- 2 理事長は、評価に当たり、委員会に評価に係る意見等を求めることができる。

第6 定期調査

- 1 評価を受けた者は、評価を受けた日から起算して1年を超えて、引き続き運送業者

(自ら単独荷卸しを行う運送業者を除く。)に単独荷卸しを行わせ、又は自ら単独荷卸しを行おうとするときは、理事長の行う調査(以下「定期調査」という。)を受けなければならない。

- 2 定期調査の時期は、初めて評価を行った日又は直近の定期調査を行った日の翌日から起算して1年を経過する日までの間とする。
- 3 1の定期調査に係る手続き等については、第4及び第5に準ずるものとする。

第7 評価内容の変更

- 1 評価を受けた者が、当該評価に係る仕組みの変更を行おうとするときは、あらかじめ理事長に申請し、当該仕組みの変更について評価を受けなければならない。
- 2 1の評価内容の変更に係る評価の手続き等については、第4及び第5に準ずるものとする。

第8 評価の取消し

- 1 理事長は、評価を受けた者が次の各号の一に該当するときは、当該評価を取り消すことができる。
 - (1) 不正な手段により当該評価を受けたとき
 - (2) 第6の規程による定期調査を受けなかったとき
 - (3) 第7の規程による評価を受けずに評価内容を変更したとき
 - (4) 当該評価に係る仕組みどおり単独荷卸しが実施されていないと認められるとき
- 2 理事長は、1の規程により評価を取り消したときは、その旨を当該評価を取り消された者に通知する。

第9 立入調査等

理事長は、評価の実施に関し必要な限度において、当該評価を受けた者に連絡のうえ、当該評価を受けた者又はその関係者に対し、立入調査し、又は資料の提出若しくは報告を求めることができる。この場合において、当該評価を受けた者又はその関係者は、これに協力しなければならない。

第10 手数料

- 1 手数料の額は、次の各号に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、現地調査が必要な場合の手数料の額は、この額に2に定める旅費の額を加算した額とする。
 - (1) 第5に定める評価

契約運送業者の数が10以下のもの	370,000円
契約運送業者の数が11を超え20までのもの	410,000円
契約運送業者の数が20を超えるもの	450,000円
運送業者が自ら単独荷卸しを行うもの	370,000円
 - (2) 第6に定める定期調査 290,000円 | - (3) 第7に定める評価内容の変更に係る評価

- | | |
|-------|----------------|
| ア 重変更 | (1)の額に0.7を乗じた額 |
| イ 軽変更 | 20,000円 |
- 2 旅費の額は、次に定める額の合算額とする。
- (1) 日当
- | | |
|-------|--------|
| 1日につき | 2,200円 |
|-------|--------|
- (2) 宿泊料
- | | |
|-----------|---------|
| 甲地方 1日につき | 10,900円 |
| 乙地方 1日につき | 9,800円 |
- (3) 交通費
- 実費（最も経済的な通常の経路及び交通手段による費用）
- 3 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。
- 4 既に納付された手数料は、協会が当該手数料の額の対象となる業務の申請を受け付けた後においては、返還しない。

第11 その他

- 1 理事長は、評価を受けた者が運送業者（自ら単独荷卸しを行う運送業者を除く。）に単独荷卸しを行わせ、又は評価を受けた者が自ら単独荷卸しを行うこととしている給油取扱所等を管轄する行政機関に対し、給油取扱所等の名称、単独荷卸し方法、当該給油取扱所等に単独荷卸しを行う運送業者の名称等に関する情報の提供を行う。
- 2 理事長は、評価の取消しを行った場合は、当該評価の取消しを受けた者が運送業者（自ら単独荷卸しを行う運送業者を除く。）に単独荷卸しを行わせ、又は評価を受けた者が自ら単独荷卸しを行うこととしていた給油取扱所等を管轄する行政機関に対し、この旨の情報提供を行う。
- 3 この規程に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この業務規程は、平成11年4月1日から実施する。

附 則（平成11年10月19日危保規程第30号）

この業務規程は、平成11年10月19日から実施する。

附 則（平成17年5月6日危保規程第11号）

この業務規程は、平成17年5月6日から実施する。

附 則（平成17年12月5日危保規程第18号）

この業務規程は、平成17年12月5日から実施する。